

三原市の一部の地域について 地番・家屋番号の変更を行います (広島法務局からのお知らせ)

広島県では、明治時代において、宅地農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、同一大字内において、重複した地番が多数存在しています。

広島法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、広島県内全域において、順次、重複地番の解消を図っています。

【令和元年度】

1 重複地番の解消作業の実施区域

三原市深町，同市須波町，同市貝野町，同市小泉町，同市八幡町屋中，同市同町宮内，同市同町美生，同市同町本庄，同市同町野串，同市同町垣内，同市同町籾，同市幸崎町渡瀬，同市同町能地，同市同町久和喜

以上三原市内の14地番区域において実施します。

2 実施要領

(1) 地番の変更方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行います。

* 例：211番 → 10211番

(2) 地番変更の実施日

令和元年7月19日付けで地番の変更を実施します。

作業は処理が完了するまで数日かかり、上記1の地番区域ごとに順次実施する予定です。

(3) 地番変更通知書の送付

地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記録されている所有者様の住所(共有の場合は、そのうち1名の住所)宛てに地番変更通知書を送付します。

この通知書は、お持ちの登記済証(権利証)又は登記識別情報通知等と一緒に保管しておかれることをお勧めします。

(4) 住所変更等について(所有者様が個人の場合)

変更前の地番を住所とされていない所有者様は、今回、行っていただく手続は特にありませんが、変更前の地番を住所または戸籍の本籍地とされている所有者様は、次のアからウまでをお読み願います。

ア 変更前の地番を住所としている所有者様の場合

現在、変更前の地番を住所として登録されている所有者様の場合には、このたびの地番変更により、通知書に記載されている変更後の地番が新しい住所地番となりますが、所有者様からの**申出がない限り住民票の地番は変更されません（申出されますと、運転免許証など各種変更手続も生じます。）**。

また、所有者様以外の世帯で変更前の地番を住所としている借地人や借家人等についても申出がない限り住民票の地番は変更されませんが、借地人や借家人等には地番変更の通知書の発送ができませんので、お手数ですが、その旨を借地人や借家人等へ御連絡願います。

なお、住民票の地番を変更後の地番にする申出の方法については、三原市市民課市民係（0848-67-6046）へお問い合わせください。

イ 変更前の地番を戸籍の本籍地としている場合

変更前の地番を戸籍の本籍地としている場合には、戸籍法施行規則第45条の規定により、変更があったものとみなされるので、地番変更に伴って職権で本籍地の変更をすることはありませんが、所有者様の方で地番変更の記載を希望される場合には、三原市に申し出ることができます。

ウ 住民票の地番を変更された所有者様が所有される土地又は建物の登記名義人の住所変更登記手続について

前記アにより、住民票の地番を変更された所有者様が所有される土地又は建物については、所有者様が変更事項を登記に反映させたい場合は、いつでも登記手続ができます。

(5) 住所変更等について（所有者様が法人の場合）

この度の地番変更により、次のア又はイに該当する場合には、登記申請をしていただくこととなります（申請期限はなく、法務局から送付した通知書を添付することで非課税となります。）。

ア 変更後の地番を会社の本店又は法人の主たる事務所の所在地とする場合

変更前の地番が会社の本店又は法人の主たる事務所の所在地として登記さ

れており、地番変更に伴い、本店（主たる事務所）所在地の地番を変更後の地番としたい場合

⇒ 本店(主たる事務所)所在地の変更登記申請の手続を行うこととなります。

なお、変更登記をされた場合は、関係機関等への諸手続が必要となりますので御注意願います。

イ 役員の住所を変更後の地番に変更した場合

変更前の地番が代表取締役又は理事等の住所として登記されている役員の方で、地番変更に伴い、変更後の地番を新しい住所として、市役所で住民票の変更手続を行った場合

⇒ 代表取締役又は理事等の住所変更登記申請の手続が必要となります。

なお、いずれの場合も登録免許税は、法務局から送付する「通知書」の添付により非課税となります。

【法人の登記手続に関する問合せ】

広島法務局法人登記部門

〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号

電話番号 0 8 2 - 2 2 8 - 5 1 3 4

※ 登記手続で来庁される時は、事前に相談予約をお願いします。

登記相談予約電話 TEL 082-228-5201（代表）〔自動音声ガイダンス②→②〕

（6） 本件に関する問合せ

広島法務局民事行政部不動産登記部門（山耕地番解消作業担当）

〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号

電話番号 0 8 2 - 2 2 8 - 5 7 5 5

《過去の実施区域》

【平成30年度】

重複地番の解消作業の実施区域

三原市田野浦町，同市明神町，同市八坂町，同市駒ヶ原町，同市木原町，同市糸崎町，同市新倉町，同市沼田町，同市小坂町，同市長谷町，同市沼田西町小原，

同市同町惣定，同市同町松江，同市同町沼田東町片島，同市同町釜山，同市同町七宝，同市同町末広，同市同町末光，同市同町納所，同市同町兩名，同市高坂町真良，同市同町許山

以上三原市内の22地番区域において実施しました。

地番の変更方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番

【平成29年度】

重複地番の解消作業の実施区域

三原市久井町下津，同市同町江木，同市同町吉田，同市同町筋原

以上三原市内の4地番区域において実施しました。

地番変更の方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番

【平成28年度】

重複地番の解消作業の実施区域

三原市久井町泉，同市同町羽倉，同市同町和草

以上三原市内の3地番区域において実施しました。

地番変更の方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番

【平成27年度】

重複地番の解消作業の実施区域

三原市久井町坂井原，同市同町小林，同市同町山中野，同市同町土取

以上三原市内の4地番区域において実施しました。

地番変更の方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番

【平成26年度】

重複地番の解消作業の実施区域

三原市大和町上徳良，同市同町下徳良，同市同町萩原，同市同町福田

以上三原市内の4地番区域において実施しました。

地番変更の方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番

(ただし三原市大和町下徳良は、一部について加算なし。)

【平成25年度】

重複地番の解消作業の実施区域

三原市大和町平坂，同市同町大草

以上三原市内の2地番区域において実施しました。

地番変更の方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番

(ただし三原市大和町大草については山地番に20000を加算)

【平成24年度】

重複地番の解消作業の実施区域

三原市本郷町上北方，同市同町船木，同市同町本郷，同市同町南方，同市同町下北方，同市同町善入寺

以上三原市内の6地番区域において実施しました。

地番変更の方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番

(ただし三原市本郷町南方については山地番に20000を加算)